

賑わいづくりや環境整備など、 商店街の活動等に合わせてご利用ください

◆ 商店街活性化戦略推進事業

対象 市内の商店街

商店街の新しい生活様式への対応や活性化を図る取り組みに対して助成

補助対象	補助金	
	補助率	限度額
○ニューノーマル対応事業 ・業務のオンライン化 ・会計のキャッシュレス化 ○その他活性化に資する事業 ・振興プラン作成 ・HP、CM作成などのPR事業 など	1/2	200万円

◆ 商店街共同施設設置費補助事業

対象 市内の商店街

商店街の街路灯や防犯カメラ、アーケードの設置・改修などに係る費用の一部を助成

補助対象	補助金		補助要件等
	補助率	限度額	
・街路灯や防犯カメラ、アーケードの設置 ・LEDへの切替え など	収益施設		・収益施設：駐車場等 ・非収益施設(一般)：アーチ、看板等 ・同(社会課題対応)：街路灯、防犯カメラ、アーケード等
	25%	1億5,000万円	
	非収益施設		
	一般:25% 社会課題対応:35%	1億5,000万円	

◆ 商店街来街者利便施設整備事業

対象 市内の商店街

駐輪場や休憩施設など、商店街来街者の利便性向上につながる非収益施設の設置・改装・管理運営にかかる費用を助成

補助対象	補助金		
	補助率	限度額	期間
空き地・空き店舗借上料	1/2	100万円/年	3年間
改装費		100万円	—
管理運営費		50万円/年	3年間

◆ 商店街等消雪装置電気料補助事業

対象 市内の商店街

商店街が設置した消雪装置の電気料金を助成

補助対象	補助金	
	補助率	限度額
前年度の12月から翌年3月までの間の消雪装置に係る電気料	1/2	250万円

若者の起業活動を支援します

※詳細は、産業政策課にお問合せください (TEL:220-2204)

◆ 地域連携若者起業家支援事業

対象 市内の商店街や町会その他の地域団体に加入する個店

市内で起業をめざす若者や開業して間もない若手起業家を支援 (対象業種：制限なし)

支援内容	奨励金	補助要件等
開業奨励金	採択決定から半年経過後に支給 上限100万円	・40歳未満、市内で起業予定または起業後1年未満 ・年2回(4月・10月)公募し、書類及び面接審査により決定 ・個店が所在する商店街、町会等の推薦が必要 など
継続奨励金(1年目)	採択決定から1年経過後に支給 上限50万円	
継続奨励金(2年目)	採択決定から2年経過後に支給 上限50万円	
起業実践アドバイザーの派遣	1年間で8回(費用は無料)	

新規事業者や商店街及び個店の皆さんの 課題解決を支援します

※詳細は、産業政策課にお問合せください (TEL:220-2204)

◆ 起業実践アドバイザー派遣制度

対象 ・市内で起業を検討または事業を始めて5年以内の方
・市内の商店街及び商店街に加盟している個店

起業家や商店街の皆さんの成長を促す専門分野のアドバイザーを派遣

アドバイザー(主な分野)	回数・費用
・会計士、税理士、弁理士等 ・ICT部門の専門家 ・金融機関 ・女性起業家支援 ・学生支援 ・デジタルマーケティング など	・1事業者あたり4回、計8時間まで ・アドバイザーへの謝金は市が負担 (その他の費用が生じた場合は申込者が負担)

〈お問合せ〉

金沢市経済局商工労働課

〒920-8577金沢市広坂1丁目1番1号 TEL:076-220-2193 FAX:076-260-7191
E-mail:syoukou@city.kanazawa.lg.jp

金沢市

商店街応援メニュー

令和6年度版

商店街の元気は、地域コミュニティの活力!
金沢市は、明るく住み良いまちづくりのため、地域でがんばる商店街や
お店を応援します。



金沢市経済局商工労働課

多様な視点を持つ外部人材の活用による 元気な商店街づくりを応援します

改正 商店街地域コミュニティ活性化イベント推進事業 対象 市内の商店街

商店街団体が地域住民との交流促進等を目的として実施する美化活動やまつり等のイベントの開催に対し助成

補助対象	補助金	
	補助率	限度額
<ul style="list-style-type: none"> ・振興・交流イベント ・防災、防犯訓練 ・地域の美化活動 など 	1/3	200万円
	通常開催	
<ul style="list-style-type: none"> ・イルミネーション ・スタンプラリー 	1/2	300万円
学生等の外部人材が運営に参画する場合		

改正 商店街活動伴走支援事業 対象 市内の商店街

※詳細は、金沢市商店街連盟にお問合せください(TEL:234-7236)

商店街の活性化や課題解決に向けて、商店街からの要望に応じた外部の専門家を派遣し、市職員と共に伴走支援

支援内容	専門家(主な分野)
<ul style="list-style-type: none"> ○商店街の活性化や課題解決への支援(例) ・商店街の活性化や直面する課題解決への伴走型支援 ・国等の支援制度を活用した商店街向け事業の企画及び運営(補助申請の支援を含む) ・各商店街を対象としたセミナーへの派遣 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケティング ・事業再生 ・デジタル活用 ・地域連携 ・インボイス対応 など
○商店街の課題を掘り起こすため、専門家が各商店街を回り課題を分析する「商店街診断」を実施(1商店街につき1回実施)	



快適で活力ある商業環境整備と 来街者の利便性向上への取り組みを促進します

地域商店街コミュニティ拠点形成事業 対象 地域商店街に加盟する個店

地域コミュニティの交流・活動拠点となる地域商店街の便利施設整備にかかる費用を助成

補助対象	補助金		補助要件等
	補助率	限度額	
<ul style="list-style-type: none"> ・下記の機能を付加する店舗改装費 ①地域の交流拠点機能(談話室、休憩室等) ②商店街の活動拠点(会議室、共同販売所、イベントホール) 	1/2	100万円	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ機能向上に向けた活動計画書の提出と市及び商店街の承認を得ること ・1商店街1店舗限り

地域商店街出店促進事業 対象 地域商店街に加盟する個店

活力ある地域商店街づくりを推進していくため、空き店舗となってから2年以内に新規開店する店舗の出店時及び店舗継続に必要な経費に対し助成

支援内容	奨励金	補助要件等
出店奨励金	開業後に支給 上限50万円	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の構成店舗が空き店舗となってから2年以内の当該店舗への新規出店(移転は対象外) ・小売、一般飲食、生活関連サービス業の中で商店街が希望する業種 ・週5日以上、1日6時間以上営業すること(ただし20:00~翌10:00のみの営業を除く) ・借上げに係る契約期間が2年以上であること
継続奨励金(1年目)	開業日から1年経過後に支給 上限30万円	
継続奨励金(2年目)	開業日から2年経過後に支給 上限30万円	

まちの食料品店継続・出店支援事業 対象 市内全域の個店

生鮮食料品店の店舗継続と新規出店を支援するため、経営体質の強化等にかかる設備整備にかかる費用を助成

補助対象	補助金		補助要件等
	補助率	限度額	
<ul style="list-style-type: none"> ○店舗のGXに繋がる冷凍冷蔵設備の設置工事 ○店舗の省力化又は自動化に資する設備の設置工事 	1/2	300万円	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者(出店予定の事業者は、店舗運営の実績を有すること) ・日常の食料品の取扱高が50%以上かつ生鮮食品の取扱高が25%以上 ・店舗面積の合計が1,000㎡以内 ・100万円以上の工事であること など

改正 都心軸集客力向上店舗整備事業 対象 都心軸沿線の個店(武蔵・香林坊・片町・広坂・堅町)

本市の商店街エリアにおけるまちづくりの観点から、都心軸にふさわしくかつ広域的な集客力がある店舗の集積を促進するため、内外装費を助成

補助対象	補助金		補助要件等
	補助率	限度額	
<ul style="list-style-type: none"> ・下記のいずれかの業種に該当する店舗の内外装工事 ・衣服等販売店 ・伝統工芸品等の販売専門店 ・健康スポーツ関連施設 ・文化、芸術等の「コト消費」に繋がる店舗 ※助成には審査会での認定が必要となる。 	1/2	1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> ・都心軸にふさわしくかつ集客力のある店舗であること ・出店実績がある法人であること ・100㎡以上の店舗面積があること ・借上げに係る契約期間が2年以上であること ・商店街からの推薦を受けること ・1階路店または大型商業施設のうち1階路面部分に出店する店舗 など

中心市街地出店促進フォローアップ事業 対象 中心市街地の商店街に加盟する個店

※詳細は、(株)金沢商業活性化センターにお問合せください(TEL:224-8112)

中心市街地の商店街の活性化を図るため、空き店舗への出店に係る支援と事業継続に向けたフォローアップを実施

支援内容	奨励金	支援要件等
出店奨励金	開業後に支給 上限50万円	<ul style="list-style-type: none"> ・1階路面で3ヶ月以上の空き店舗への新規出店(移転は対象外) ・小売、一般飲食、生活関連サービス業の中で商店街が希望する業種 ・週5日以上、1日6時間以上営業すること(ただし20:00~翌10:00のみの営業を除く) ・借上げに係る契約期間が2年以上であること ・大型商業施設への出店でないこと など
継続奨励金(1年目)	開業日から1年経過後に支給 上限30万円	
継続奨励金(2年目)	開業日から2年経過後に支給 上限30万円	

中心市街地ファサード等整備事業 対象 中心市街地の商店街

商店街のコンセプトや景観に配慮したファサード(店舗の外装部分等)の整備費を助成

補助対象	補助金			補助要件等
	補助率	限度額	期間	
ビル1・2階ファサード整備費	1/2	1商店街につき1,000万円/年(1店舗につき200万円/年)	3年間	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の主たる道路沿い ・路面外壁及びショーウィンドー ・まちづくり協定や商店街振興プランに基づく整備 ・商店街単位での申請が必要

